

バイオエシックスと国際「公共政策」

木村利人*

Bioethics and International “Public Policy”

Rihito Kimura *

ABSTRACT

The professional ethics of a biomedical profession cannot be appropriately formed and applied without lay input from various cultural perspectives in the context of “Global Community”, that is without serious consideration of public opinion and public policy.

Thus, there can be no authentic international professional bioethical guidelines in the global community without input from professional, religious and other NGO's.

To be truly professional, professional need ethics. And ethics for bio-medical professionals in this new age must be based on a wider perspective in the framework of “Bioethics” which has its methodological uniqueness in a “supra-interdisciplinary” approach.

はじめに

今世紀に達成された偉業の1つに、各種の国際的な政府系及び非政府系組織の創設がある。国連やその他の国際的専門組織は現在、福祉、教育、開発、科学研究といった分野の専門家に関係した様々のタイプの計画やサービスを実行している。

国際的政府系組織と非政府系組織の間には、国内及び国際的な世論や公共政策の決定に関して、明らかに相互関係、相互依存、相互作用がある¹⁾。本稿では、専門的（生物医学的）倫理の分野で影響力のある公共政策を生み出している非政府系組織の典型的な例として、国際医科学機構協議会（The Council for International Organizations of Medical Sciences : CIOMS）と世界教会協議会（The World Council of Churches : WCC）という2つの非政府系組織を主として対象にしつつバ

イオエシックスと国際「公共政策」につき考察をすすめたい。

公共政策における生物・医科学非政府系組織の役割

CIOMS は、1949年に国連教育科学文化機構（UNESCO）と世界保健機構（WHO）が合同で設立した国際非政府系科学組織であり、医学と医療の各専門部分を代表する非政府系の国際的な学会や同盟の連盟である。これにはまた生物医学の様々の部門を代表する国立の医学ないし科学アカデミーや学術会議を中心とする専門学会も加盟している。²⁾CIOMS は、特に1968年の国連総会での「生物学、医学、生化学の進歩に鑑みた人格及び身体的・知的統一性の保護」（“The Protection of The Human Personality and its Physical and Intellectual Integrity in the Light of Advances in

*人間健康科学科

*Department of Health Sciences

Biology, Medicine and Biochemistry”)に関する決議(決議2450-XX III, 1968年12月19日)の採択以降、生物医学の倫理的、法的、社会的諸問題に取り組んでいる。³⁾

生命倫理 (Bioethics) という用語の使用は1960年代の終わり以降、米国を中心に一般化しているが、これは、生物医科学の業績の直接的影響並びに、生物医学の専門家はもとより、患者、研究者、被験者、立法者といったこの分野にかかわりのある人々が持つ人権に対する強い関心に起因している。⁴⁾

医学の分野の非政府系組織の1つとして、世界医師会 (The World Medical Association: WMA) は、1964年のヘルシンキ宣言のような、人体実験に関する指針の作成に対して強い関心を表明している。医師のための専門的倫理についてのWMAの基本概念は、1946年のニュルンベルグ規約から採られたものである。医師に関する様々の倫理的指針が、それ以後、ジュネーブ (1948年)、ロンドン (1949年)、東京 (1975年) において宣言され、医療サービスの専門家集団のための基本的倫理原則が拡大強化されている。⁵⁾ WMAは、主に医師業務の倫理的なあり方に関心を絞っている。もっとも、WMAとCIOMSは、生物医学専門家のためのより広い範囲にわたる倫理的指針の設定に共通の関心を抱いている。生物医学専門家は、現在、生物学と医学の急速な進歩に直面しており、その中には例えば、臓器移植、人間の胎児の組織の実験利用、人体実験の問題、遺伝子工学と新しい生命体の創造、遺伝相談と薬物濫用などがある。これらの生物医学的問題に対するCIOMSのアプローチは、学際的な性格を持っている。専門的倫理指針の立案過程においてCIOMSは、様々の分野の幅広い範囲にわたる生物医学の専門家のみならず、法律の専門家や、妥当な場合には市民や宗教界のリーダー、そして人権に関係した非政府系組織とも協力している。⁶⁾

1978年、WMAとCIOMSの共同プロジェクト「ヒト被験体を用いた研究の倫理的監査手続確立のための指針の整備」(“The Development of Guidelines for the Establishment of Ethical Review Procedures for Research Involving

Human Subjects”) がスタートした。このモデル指針は、加盟団体や各国が、関係者の人権を保護するための生物医学及び保健の研究手順に関する公共政策を立案する際の有効な基準となるものだった。1979年、WHOの医学研究諮問委員会は、このCIOMSプロジェクトの中間報告を承認し、プロジェクトの第1草案がメキシコ・シティーで開かれたCIOMSの第14回円卓会議 (Round Table Conference) で討議された。⁷⁾ 1981年、CIOMSはマニラでの会議で「ヒト被験体を用いた生物医学研究のための国際的指針についての決議」(“Resolution on International Guidelines for Biomedical Research Involving Human Subjects”) を採択した。⁸⁾

CIOMSメキシコ会議の参加者には、世界30カ国以上から、医学、生物学、哲学、生命倫理、公共政策、法律、公衆衛生その他の分野の専門家が含まれていた。筆者は法律学者として、この指針で示された人権保護の重要性並びに、いわゆる医学専門家 (集団内部) に限定されない生命倫理の新しい側面を指摘した。生命倫理の研究は、非専門家の社会での公開論争を通じて非専門家からもたらされるインプットを受け取ることによって形成されたものであるため、倫理的指針を作り上げるためのインプットを提供するのは何も専門家に限ったことではなく、専門外の一般市民の情報源も、新しく発展してきた科学研究の分野の方向づけや、特定の社会の安全及び関係者の人権への指針の適用に与かってきわめて大きな力があるのである。米国の国立保健研究所 (The National Institute of Health) によって設けられた指針に従った研究所等施設内監査委員会 (The Institutional Review Board) や研究バイオセーフティー (生物学的研究における安全性) 委員会 (The Institutional Biosafety Committee) などのように、専門的監査委員会に非専門家の代表を置くことは、全く理にかなったことなのである。⁹⁾

ニューヨークのヘースティングス・センター (The Hastings Center) 所長で米国における生命倫理問題の指導者哲学者であるダニエル・キャラハン (Daniel Callahan) 博士は、1979年3月の「遺伝学と法律に関する会議」(“The Conference on

Genetics and Law”)で行った「科学のコントロールにおける倫理的問題」(“Ethical Issues in the Control of Science”)と題された講演のあと、「国内並びに国際政治の分野における科学者の倫理的責任をどう見ますか?」という筆者の質問に対して、次のように答えた。「科学者は、応用研究は勿論のこと、基礎研究や倫理研究の招く結果をも予測するよう努めることが絶対に必要です。一般市民に何らかの害を及ぼすおそれが少しでも予想されるなら、その情報はただちに一般市民に知らされるべきです。早い話、私は科学者を基本的モラルの主体 (a fundamental moral agent) であるとともに、一般市民と極めて密接なつながりを持たねばならない者と見ています」¹⁰⁾

良かれ悪かれ新しいアイデアの最初ひらめきとその展開を目にすることができるのは、初めから関係している科学者たちである。彼等はある意味で問題を素人の一般市民の目に留めさせる倫理的責任 (ethical responsibility) をもつ最初の人々の筈である。真実は、専門家の社会の内部だけでなく、素人の一般市民からなる、より広い社会によって分かち合われるべきである。専門家の倫理的誠実さは、専門家社会に対してのものではなく、一般市民社会に対してのものなのである。¹¹⁾

哲学者ジョサイア・ロイスが「誠実の哲学」の中で述べているように、最も重要な倫理原則の1つは、大義——社会的自我を同じ大義に仕える他者と一体化させることにより、社会的自我に命を与える大義——への誠実である。ロイス曰く、「大義は、本質的にそれが誠実に対する誠実、即ち、私たち相互の人間としての誠実さを助長し促進するものである限り、私にとってのみならず、人類にとって良きものである」¹²⁾。彼にとって、誠実は大いなる大義である。誠実によって、全人類を1つの奉仕の共同体へと一体化することが可能になるのである。彼の共同体の概念は、現在の人類共同体コンテキストの中で捉え直し、新たな誠実という大義に基づいて発展させられるべきである。この大義の理念は、国際的公共政策の良きモデルとしての国連の世界人権宣言 (1948年) に反映・集約されていると考えられる。

悲惨な体験を経ての第二次大戦後に形成された

我々の世界共同体の意義は、国際連合世界人権宣言の前文で説明されている。宣言の各条項では個人の尊厳と権利の尊重という概念が展開されている。残念なことに、世界人権宣言には、国連加盟国に対する正式の拘束力がない。しかし、その後、世界人権宣言の実行のために国際人権規約 (経済的、社会的小および文化的権利に関する国際規約 [1966年] 並びに市民的小および政治的権利に関する国際規約 [1966年]) がそれぞれ91カ国及び87カ国の国連加盟国により批准されたこと (1987年9月25日現在、外務省調査) は心強い。

CIOMS は国連に加盟する非政府系組織として、国連及び世界人権宣言の目的、並びに、国際生物医学界全体の科学的関心に奉仕している (CIOMS 規約第3条E)。

生命の管理操作を目指す科学技術の進歩によってもたらされた急速な社会変化の時代に生きる我々にとっては、重大な問題の考察を生物医学界のリーダーシップや国際組織の科学的関心のうちにとどめるべきではないということは至って自明なことである。我々が生きている新時代は、人々がお互い同士相互に誠実をつくし、世界全体が1つになる時代なのである。この意味で、CIOMS は、関係の専門家や素人の一般市民とが信頼関係の中で誠実に、オープンに協力し合って、その活動領域を国際生物医学界の科学的関心と世界共同体とに関係のある生命倫理の問題へと拡大し、有効な公共政策と国際的倫理指針の確立を目指していると筆者は考えている。¹³⁾

公共政策における宗教的非政府系組織の役割

世界協会協議会 (WCC) は、国連の正式加盟非政府系組織の1つとして活発に活動している。WCC は「国際問題に関する教会委員会」を通じて世界人権宣言の、特に、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を定めた第18条の起草過程に大きく貢献した。¹⁴⁾現在、数多くの非政府系組織が国連及びその専門機関の活動を通じて国際世論に働きかけるべく、活発に活動している。

WCC が非政府系組織として影響力を持っているのは、正教会から主要プロテスタント教会 (英国教会、バプテスト派、改革派ルーテル教会、長老

教会、メソジスト派、ペンテコスト派その他)に及ぶ、世界約100ヶ国の4億人のキリスト教徒を代表する合計300以上の教会が加盟しているからである。ローマ・カトリック教会も、WCC委員会のうち2つに正式に代表を置いている。我々は、WCCのような非政府系組織によって国内及び国際的な世論や公共政策が形成されるという現実を無視することはできない。¹⁵⁾

ここでの筆者の論点は、実際上は生物医学専門外の組織である様々の非政府系組織によって作り出される専門的倫理と国際公共政策の問題に関するものである。論点は3つある。

第1は、専門家社会の特権と仲間内の監査体制を守るための純然たる「専門家意識」に余り固執しなくなったという一般的な変化傾向である。専門家の行動の将来の方向に対して世間の批判、さらには判断をも仰ぐという、学際的なタイプの開かれたプロフェッショナリズムへの移行がますます多く見られるようになってきているのである。¹⁶⁾

第2に、生物医学専門家は、信仰やその他のイデオロギーの枠組において、国境を超えて寄り集い、人類の一体化に貢献しようとするのである。そして往々にして非政府系組織の活動は、政府間組織としての国連の活動よりも、国内及び国際的公共政策に対して一層大きな直接的影響をもたらすのである。¹⁷⁾

第3に、人間の生命の新たな意味と宗教的解釈を求める新たな要求が現れている。人間の生命は、科学技術の急速な発展により、殊に現代の健康政策上の問題との関連で世界各国の諸文化に特有な価値観や倫理意識の積極的な見直しが迫られているのである。¹⁸⁾

WCCのキリスト教医療委員会(The Christian Medical Commission)は、医学上の問題に関する専門委員会として、専門的倫理の問題にも言及している出版物「人々による健康(“Health by the People”)」の製作に際し、WHOと緊密な協力を行った。¹⁹⁾WCCの研究・教育センターであるボセイ・エキュメニカル研究所(Ecumenical Institute of Bossey)の副所長であった1973年から1975年にかけて、筆者は、生物医学上の問題及び人権に関する一連の学際会議を主催した。1970年代初頭には、

WCCの「教会及び社会に関する委員会」(The Commission on Church and Society)も生命工学と倫理問題に関する、今なお継続中の一連のプロジェクトに着手し、筆者も国際ガイドライン作成に加わった。

生物学、医学、法律、神学といった様々の分野の専門家との協議を経て1982年にWCCが発表した報告書「生命の操作——遺伝子工学における倫理問題」にはバイオテクノロジーの問題に関する国内及び国際的な世論並びに公共政策の形成に関するいくつかの勧告が収められている。同報告書は、「バイオテクノロジーの開発と利用を管理する国際的指針と規制の作成に着手するための会議を招集することを、WHO、ILO、UNEP、UNESCOを初めとする国連の適宜の機関に働きかけるのに必要なステップ」を検討して、「バイオテクノロジーに関する政策決定のすべてのレベルと段階に、影響を受ける者や利害関係者を含める参加機構を奨励する為の国内及び国際的な活動を展開するよう、各教会に要請すること」を勧告している。²⁰⁾

既に述べたように、国内環境と国際環境の間には、国際的政治権力や国際的世論による圧力等の対決、抗争、妥協が展開される。そして影響力のある世論を作り上げる過程において、非政府系組織や様々のボランティア組織は、生物医学倫理の分野できわめて重要な役割を果たしているのである。たとえば、CIOMSとWHOが提案した、人体実験に関する指針、(前述、1981)、動物を使用する生物医科学研究のための国際的指針の原則(1985)、麻薬効果の害悪についてのモニターと評価(1986)等々は、多くの加盟国から、注目を浴びている。もともとこのCIOMS/WHO指針は、米国や西ヨーロッパ諸国における生命倫理問題に関する世論や公共政策が政府系組織の勧告に直接的・間接的影響を及ぼすことを意図に起草されたものであった。一種の国際的公共政策として1974年にUNESCO総会で採択された科学研究者の地位に関する宣言は、加盟諸国が自国の科学者の国内における状況を見直す直接的な契機をもたらした。²¹⁾

結 び

専門的倫理が、目下、多くの面から疑問視されている理由は、そのアプローチの狭さ、特定の専門的利益にのみ関心を払うという伝統的な姿勢、並びに、開放性や一般市民を閉め出す防衛機構にある。しかし、国内及び国際環境は根底から変化を遂げている。こういう環境下において生物医学と人間の問題という緊急の問題に取り組むには、問題を全体論的に把握することが益々必要であることが明らかになってくる。こういうアプローチには超学際的な努力が必要である。²²⁾それ故、特定の専門分野のいわゆる伝統的倫理は、その原則の枠組を世界共同体という枠組へと改めねばならない。素人のインプットなしには、即ち、世論と公共政策に基づく真剣な考察なしには、特定の専門分野の専門的倫理の真の完成と適用は不可能である。専門的、宗教的及びその他の非政府系組織からのインプットなくしては、世界共同体における真の国際的専門的倫理指針などあり得ないのである。²³⁾

専門家が真に専門家たるには、倫理を必要とする。そして、この新時代における専門家にとっての倫理は、国内的・国際的双方の公共政策によって方向づけられるよう、より広い視野に立ったものでなければならぬのである。^{24),25),26)}

文 献

- 1) Darril Hudson, *The Ecumenical Movement in World Affairs, —The Church as an International Pressure Group—*, The National Press, Washington, D.C., 1969, pp.191-200, John V. Granger, *Technology and International Relations*, Freeman, San Francisco, 1979, pp.22-47, 及び Rihito Kimura, *Professional Ethics in a Changing International Community*, A presentation at 17th World Congress of Philosophy, Montreal, Canada, 23rd, Aug. 1983, Committee on International Relations, U.S. House of Representative, Science, Technology, and America Diplomacy—An extended study of the interactions of science and technology with United States foreign policy, vol. III, U.S. Government, Washington D.C. 1977, pp.1787-1804.
- 2) Council for International Organizations of Medical Sciences, CIOMS-Organization, Activities, Members, CIOMS, Geneva, 1985, pp.5-7.
- 3) World Health Organization, *Health Aspects of Human Rights with Special Reference to Developments in Biology and Medicine*, W.H. O., Geneva, 1976, p.7.
- 4) Rihito Kimura, *Bioethics as a Prescription for Civic Action: The Japanese Interpretation*, *The Journal of Medicine and Philosophy*, vol. 12, 1987, pp.267-277, H. Tristram Engelhardt, Jr., *The Foundations of Bioethics*, Oxford University Press, New York, 1986, pp.92-101, Sheldon Krinsky, *Genetic Alchemy—The Social History of the Recombinant DNA Controversy*, The MIT Press, Cambridge, MA, 1982, pp.13-23.
- 5) World Medical Association, *Handbook of Declarations*, WMA, Felney-Voltaire, 1985, pp.3-4, 9-18.
- 6) CIOMS, *Year Book*, 1982, pp.1-10.
- 7) CIOMS, *Medical Ethics and Medical Education*, CIOMS/WHO, 1981, pp.1-15.
- 8) CIOMS, *Proposed International Guidelines for Biomedical Research Involving Human Subjects—A Joint Project of the World Health Organization and the Council for International Organizations of the Medical Sciences*, CIOMS Geneva, 1982, pp.20-34.
- 9) OECD, *Technology on Trial—Public Participation in Decision Making related to Science and Technology*, OECD, Paris, 1981, pp. 25-38.
- 10) George Annas, *Genetics and Law*, Plenum Press, New York, 1980, p.26.
- 11) 木村利人, *いのちを考える——バイオエシックスのすすめ——*, 日本評論社, 東京, 276-277ページ。
- 12) Josiah Royce, *Philosophy of Loyalty*, Macmillan, New York, 1908, pp.118-119.
- 13) CIOMS, op. cit. 1982, pp.3-5.
- 14) Frederick Nolde, *Free and Equal*, World Council of Churches, Geneva, 1968, p.26.
- 15) Darril Hudson, op. cit. p.193.
- 16) Judith P. Swazey, *Social Control and the Medical Profession*, OG & H, Boston, 1985, pp.31-48.
- 17) Paul Abrecht, *Genetics and Quality of Life*, Pergaman Press, New York, 1975, pp.200-223.
- 18) CIOMS, *Health Policy Ethics and Human Values*, CIOMS, Geneva, 1984, Indian Council of Medical Research, *Health Policy, Ethics and Human Values*, ICMR, New Delhi, 1986.
- 19) World Health Organization, *Health by the*

- People, W.H.O. Geneva, 1975, pp.191-202.
- 20) World Council of Churches, *Manipulating Life: Ethical Issues in Genetic Engineering*, WCC, Geneva, 1982, p.32.
 - 21) 例えば、日本学術会議は1980年に「科学研究者憲章」を採択している。
 - 22) Rihito Kimura, *Bioethik als Metainterdisziplinäre Disziplin Medizin Mensch Gesellschaft*, Band 11, Heft 4, Dezember 1986(IV) pp.247-253.
 - 23) John H. Bryant, *International Trends toward Humanization of Health Services*, in ed. by N.N. Kittirrie, *Medicine, Law & Public Policy*, AMS Press, New York, 1975. pp.16-25.
 - 24) WHO/UNICEF, *ALMA-ATA 1978, Primary Health Care*, Report of the International 1978, pp.74-79.
 - 25) Diana Dutton, *The Impact of Public Participation in Biomedical Policy: Evidence from Four Case Studies*, in *Citizen Participation in Science Policy*, ed. by J.C. Petersen, Univ. of Massachusetts Press Amherst, 1984, pp.148-181.
 - 26) 木村利人, バイオエシックスの視座・生命操作時代の学問と教育一, 早稲田大学人間科学部総合編集, 1987年, p.67. 及び Rihito Kimura, *Bioethics making inroads, but slowly in face of Japan's Paternalistic Ethos*, Kennedy Institute of Ethics, Newsletter, Vol. II, No. 1, January/February, 1988.